令和４年９月

令和４年度第１回青森県地域医療構想調整会議【書面開催】

青　森　地　域

青森県健康福祉部医療薬務課

■地域医療構想調整会議の進め方（開催方法）について

本県の医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り深く感謝申し上げます。

この度、令和４年度第１回目の地域医療構想調整会議については、対面及びオンラインでの開催を検討してきましたが、県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況から、対面での開催が困難と判断し、やむを得ず書面での開催といたしました。

令和４年３月、国から「地域医療構想の進め方」等が示されたことに伴い、今回、県で考えている今後の進め方等をお示ししますので、是非御意見をくださいますようお願いします。

なお、県としては、次回第２回目以降について、対面（オンラインを含む。）で開催し、地域医療構想に係る重要な案件について、皆様と丁寧に検討・協議していきたいと考えていますので、御協力願います。

書面開催のため、下記（１）から（８）までの各議題に対し、御意見等をお願いします。

議　題

（１）令和３年度病床機能報告の結果について

資料１－１　令和３年度病床機能報告（病床の機能分化・連携の状況）県全体
資料１－２　〃　（　〃　）青森地域
資料１－３　〃　（診療実績等）青森地域

※　令和３年度病床機能報告結果になりますので、内容を御確認ください。

（２）公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について

資料２－１　公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について
資料２－２　病院の機能分化・連携の方向性について（参考）

※　令和４年３月に厚生労働省から「地域医療構想の進め方」が提示され、令和５年度末までに、これまでの公立・公的医療機関に加え、民間医療機関も含めた対応方針の策定や検証・見直しが求められています。

また、総務省は、令和４年３月に「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を示し、病院事業を実施する自治体に対して、令和５年度末までに「公立病院経営強化プラン」を策定するよう求めています。

このような状況を受け、県では、資料２－１のとおり対応していきたいと考えていますので、適否及びその他御意見等ございましたら「回答表」に記載をお願いします。

（３）病院プロフィールシートについて

資料３　【青森地域】病院プロフィールシート（Ｒ４．７月時点）

※　各病院の役割や機能、今後の方向性などを記載した「病院プロフィールシート」の内容を時点更新していますので、内容を御確認ください。

なお、公立病院には、「公立病院経営強化プラン」の策定を念頭に更新していただいていますので、特に近隣の民間医療機関は、役割や機能、医療連携等について御意見や御質問などございましたら、「回答票」に記載をお願いします。

（４）外来医療の機能の明確化・連携について

資料４　外来医療の機能の明確化・連携について

※　令和４年４月から、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求める「外来機能報告制度」が始まりました。

本制度は、紹介受診重点医療機関（医療資源を重点的に活用する外来（重点外来）を地域で基幹的に担う医療機関）を公表（明確化）することにより、地域の医療機関の外来機能の明確化・連携が進み、患者の流れがより円滑になるとともに、病院の外来患者待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師の働き方改革に寄与するものです。

資料には、今後の報告スケジュールや協議の進め方など記載しています（国の示したガイドラインに則った内容になっています。）ので、御意見等ございましたら「回答表」に記載をお願いします。

（５）青森県外来医療計画に基づく共同利用計画及び医療機器の保有状況について

資料５　青森県外来医療計画に基づく共同利用計画及び医療機器の保有状況について

※　「青森県外来医療計画」（令和2年3月策定）に基づき、各医療機関から提出のあった共同利用計画、及び医療機器の保有状況を情報共有するものです。

（６）医療介護総合確保法に基づく県計画（医療分）について

資料６　地域医療介護総合確保基金を活用した補助制度について

※　地域医療介護総合確保基金を活用した病床の機能分化・連携を推進するための施設設備整備等については、調整会議において、整備内容が地域医療構想の実現に沿ったものであることの確認が必要となります。

令和４年度に予定している「青森地域」の補助内容について、御意見等ございましたら「回答表」に記載してください。

また、令和５年度の実施予定を把握したいので、活用を予定（検討）している場合は、別紙「回答表」に記載してください。

（７）医師の働き方改革と宿日直許可を巡る状況について

資料７　医師の働き方改革と宿日直許可を巡る状況について

※　医師の時間外労働の上限規制が適用される、2024年の4月に向けていよいよ2年を切りました。
各医療機関においては、地域医療の確保と医師の健康確保を両立しながら、具体的な取組を進めていく必要があります。

特に、現在の地域医療体制は大学病院等の医療機関が医師を派遣することを通じて確保されている状況ですので、仮に派遣先の医療機関で宿日直許可を取得できず、派遣元と派遣先の労働時間を通算して上限規制による上限を超えることになれば、派遣元の大学病院等が医師を派遣できなくなり、医療提供体制を見直しせざるを得なくなるという懸念があることから、主に派遣先の医療機関においては、宿日直許可の取得をご検討ください。

（８）国の重点支援区域への申請について

資料８　国の重点支援区域への申請について

※　現在、青森県立中央病院と青森市民病院は、「県と青森市の共同経営による統合病院を新築整備する」として、県と青森市で具体的な検討を行っています。

当該医療機能再編は、青森地域保健医療圏のみならず、県全域に大きな影響があることから、地域医療構想調整会議等を通じて関係者と慎重に検討・協議を進めること等が必要と考えています。

このことから、県では、国による技術的な助言や、手厚い財政的支援を受けるため、青森地域を国の重点支援区域に申請したいと考えています。

ついては、申請の適否及びその他御意見等ございましたら「回答表」に記載をお願いします。

（その他）

資料９　青森県地域医療構想調整会議設置要綱